平成２１年（フ）第１９５０号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地５棟1103号
債務者　江口　嘉則
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８９号
京都府八幡市男山長沢２番地19　フォンターナ103号
債務者　矢野　裕子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０１９号
京都市右京区太秦中筋町６番地４　アーバンヒル太秦107号
債務者　吉﨑　　彰
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０２０号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　５ブロック市住１棟106号
債務者　平岡　直樹
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０３０号
京都府宇治市大久保町平盛31番地の１　府営西大久保団地42棟506号
債務者　坂詰　元気
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１１２号
京都市西京区桂市ノ前町37番地４　風間マンション11号室
債務者　松窪　雅代
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
京都府亀岡市西町60番地10　カーサＹＳ107号室、住民票上の住所京都府亀岡市河原林町河原尻曙18番地
債務者　宮﨑　砕志
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
京都府福知山市字岩井80番地の28　コーポしゃるむ101号
債務者　土橋　和樹
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第６２５号
新潟市南区大通南２丁目204番地２
債務者　玉置　昌広
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０６号
新潟県村上市佐々木426番地36
債務者　金子　　卓
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第６８８７号
大阪府門真市本町43番43号
債務者　伊藤　　健
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０３９号
大阪市中央区上汐１丁目５番５号　Ｊ・Ｓ上汐ヴィラ202
債務者　平野　隆俊
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９４４号
大阪市淀川区田川北１丁目５番31号
債務者　加藤　和人
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９４５号
大阪市淀川区田川北１丁目５番31号
債務者　加藤　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１９５号
大阪府堺市北庄町３丁２番22―201号、前住所大阪府吹田市広芝町19番10―502号
債務者　立尾　　昭
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３４３号
大阪府門真市江端町５番10―７号
債務者　満江　広子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３５９号
大阪府高槻市牧田町１番２―503号
債務者　杉本　直紀
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部